

建設



上部東西線

建 設

1 都 市 計 画

都市計画法が昭和8年に町にも適用できることになり、同年12月9日新居浜町に都市計画法が適用された。

その後昭和10年5月4日に新居浜都市計画区域として、新居浜町、金子村、高津村、泉川村、角野村、中萩村を指定し、昭和27年3月31日に垣生村、神郷村、多喜浜村、宇摩郡天満村を都市計画区域に追加した。

そのうち、用途地域は昭和15年4月4日に（昭和26年5月23日変更、昭和37年3月7日変更）、準防火地域は昭和26年5月23日に、都市計画臨港地区は昭和40年3月24日に（平成19年2月20日変更）、それぞれ決定している。

新しい都市計画法が昭和44年6月14日に施行され、最も重要な都市計画として無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域（線引き）を定めることになり、昭和48年12月28日に東予広域都市計画区域（新居浜市、西条市、東予市、小松町及び丹原町の旧3市2町）の指定と同時に市街化区域及び市街化調整区域を決定し、用途地域についても昭和49年1月18日に従来の4地域から8地域に指定替えを行った。

昭和62年5月26日には第1回目の線引きの変更を行い、同時に用途地域も変更した。その後、都市計画法及び建築基準法の改正（平成5年6月25日施行）により、用途地域の種類が8種類から12種類になったことに伴い、平成8年5月31日に新用途地域に指定替えを行った。

平成13年7月13日には第2回目の線引きの変更を行ったが、同年から施行された改正都市計画法で線引きが選択制になったことに伴い、平成16年5月14日に線引きを廃止し、旧市街化調整区域における良好な居住環境の形成・保全を図るため特定用途制限地域を指定した。

その後、平成20年10月1日には線引き廃止や社会経済情勢の変化等に対応するため、用途地域及び特定用途制限地域を変更している。

都市計画区域については、近年の市町村合併の進展等をふまえ新居浜市と西条市を別々の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、平成21年1月13日に東予広域都市計画区域を分割し、新居浜都市計画区域に変更するとともに、合わせて関連する都市計画の名称を変更した。

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」は、平成13年6月に策定され、その後の社会情勢の変化や上位計画の見直し、旧別子山村との合併などの変化に対応するため、平成19年2月に改訂した。

都市計画道路は昭和14年5月5日に（昭和29年12月21日全面変更）決定され、その後の社会情勢の変化に対応すべく昭和60年8月20日に国道11号新居浜バイパスを含め、4路線を追加するとともに全路線の見直しを行っている。

公園は、滝の宮公園（昭和27年3月31日決定）を最初に、神郷公園（平成24年12月21日決定）まで各種公園を

を逐次決定している。

下水道は昭和35年8月25日に当初決定し、これまで数次にわたり排水区域を拡張してきた。その後の整備の進捗をふまえ、平成23年12月27日に変更し、排水区域を全体で2,367haとした。

その他の都市施設については、墓園、駐車場、汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場、火葬場及び一団地の官公庁施設を決定している。

(1) 都市計画区域 (25.4.1 現在)

名 称	面 積 (ha)
新居浜都市計画区域	10,000.0

(2) 地域地区

ア 用途地域

名 称	面 積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	構成率 (%)
第一種低層住居専用地域	52.8	40	60	2.1
	290.9	50	80	11.5
第一種中高層住居専用地域	345.3	60	200	13.7
第一種住居地域	519.8	60	200	20.6
第二種住居地域	87.5	60	200	3.5
準住居地域	78.5	60	200	3.1
近隣商業地域	58.1	80	200	2.3
商業地域	201.2	80	400	8.0
準工業地域	72.3	60	200	2.8
工業地域	107.3	60	200	4.2
工業専用地域	713.1	60	200	28.2
計	2,526.8	—	—	100.0

イ 特定用途制限地域

名 称	面 積 (ha)
市街地周辺地区	約 824
幹線道路沿道地区	約 142
田園居住地区	約 6,415
産業居住地区	約 90
計	約 7,471

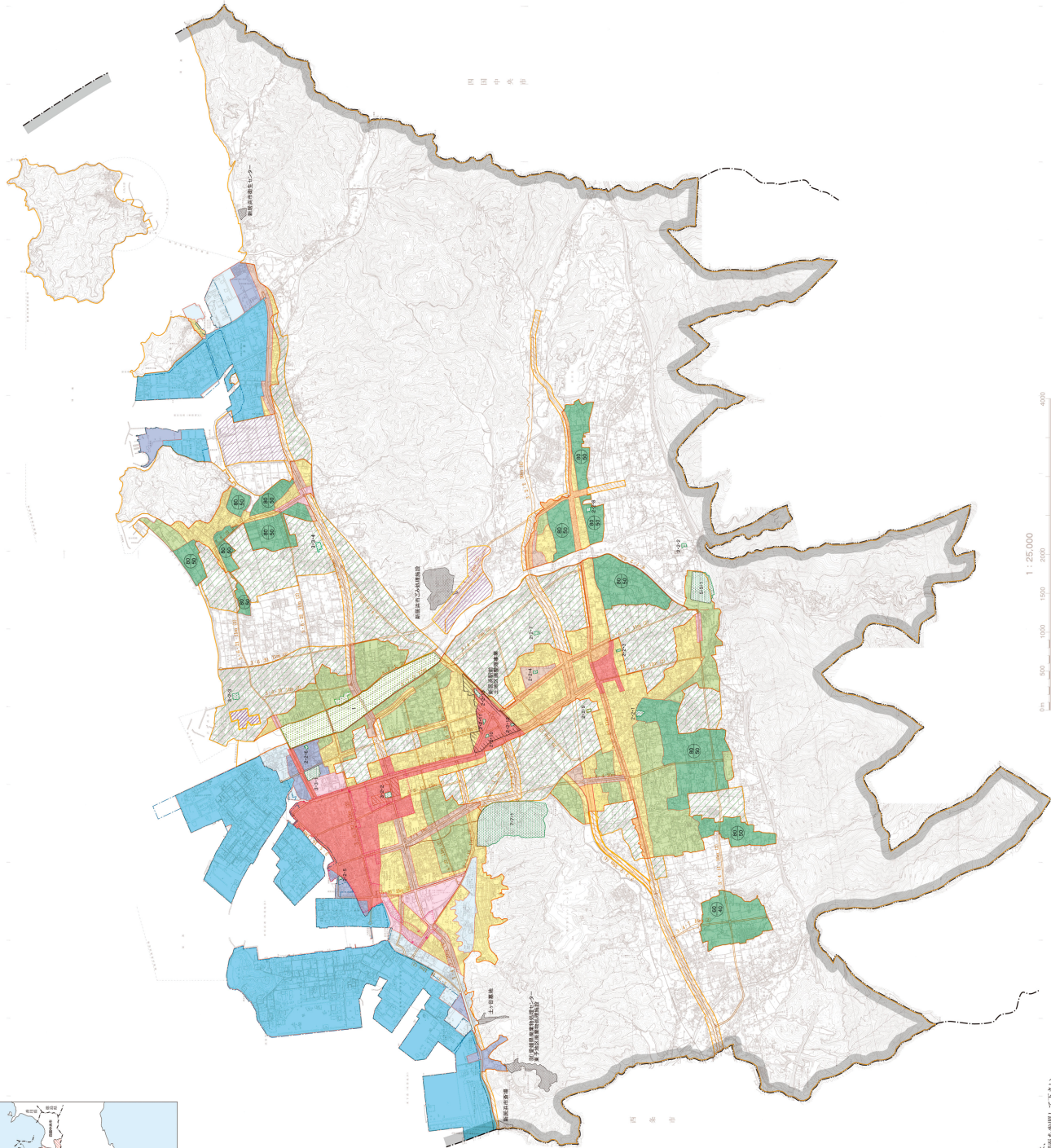
ウ 準防火地域

名 称	面 積 (ha)
準 防 火 地 域	114

エ 臨港地区

名 称	面 積 (ha)
新居浜臨港地区	412.3
東予臨港地区	275.9
計	688.2

新居浜市都市計画図



都市計画通線一覧表	
通線番号	名称
2-2-1	新居浜駅前通
2-2-2	新居浜駅前通
2-2-3	新居浜駅前通
2-2-4	新居浜駅前通
2-2-5	新居浜駅前通
2-2-6	新居浜駅前通
2-2-7	新居浜駅前通
2-2-8	新居浜駅前通
2-2-9	新居浜駅前通
2-2-10	新居浜駅前通
2-2-11	新居浜駅前通
2-2-12	新居浜駅前通
2-2-13	新居浜駅前通
2-2-14	新居浜駅前通
2-2-15	新居浜駅前通
2-2-16	新居浜駅前通
2-2-17	新居浜駅前通
2-2-18	新居浜駅前通
2-2-19	新居浜駅前通
2-2-20	新居浜駅前通
2-2-21	新居浜駅前通
2-2-22	新居浜駅前通
2-2-23	新居浜駅前通
2-2-24	新居浜駅前通
2-2-25	新居浜駅前通
2-2-26	新居浜駅前通
2-2-27	新居浜駅前通
2-2-28	新居浜駅前通
2-2-29	新居浜駅前通
2-2-30	新居浜駅前通

凡例	
色	名称
緑	第一種居住地域
黄	第二種居住地域
赤	第三種居住地域
青	近隣商業地域
紫	商業地域
白	工業地域
黒	工業専用地域
斜線	市街地再開発地区
点線	幹線道路沿道地区
格子	田圃居住地区
波線	商業居住地区
縦線	防火地区
横線	都市計画公園
斜線	都市計画緑地
斜線	一団地の官公庁施設
斜線	その他の施設
斜線	土地区画整理事業

(注) 1. 本図は総括図であるが、詳細については、各用途地域図を参照して下さい。
 2. 都市計画通線の「」表示は掲載を省略しています。

0m 500 1000 1500 2000 3000 4000
 1:25,000

(3) 都市施設

ア 街路

(25.4.1 現在)

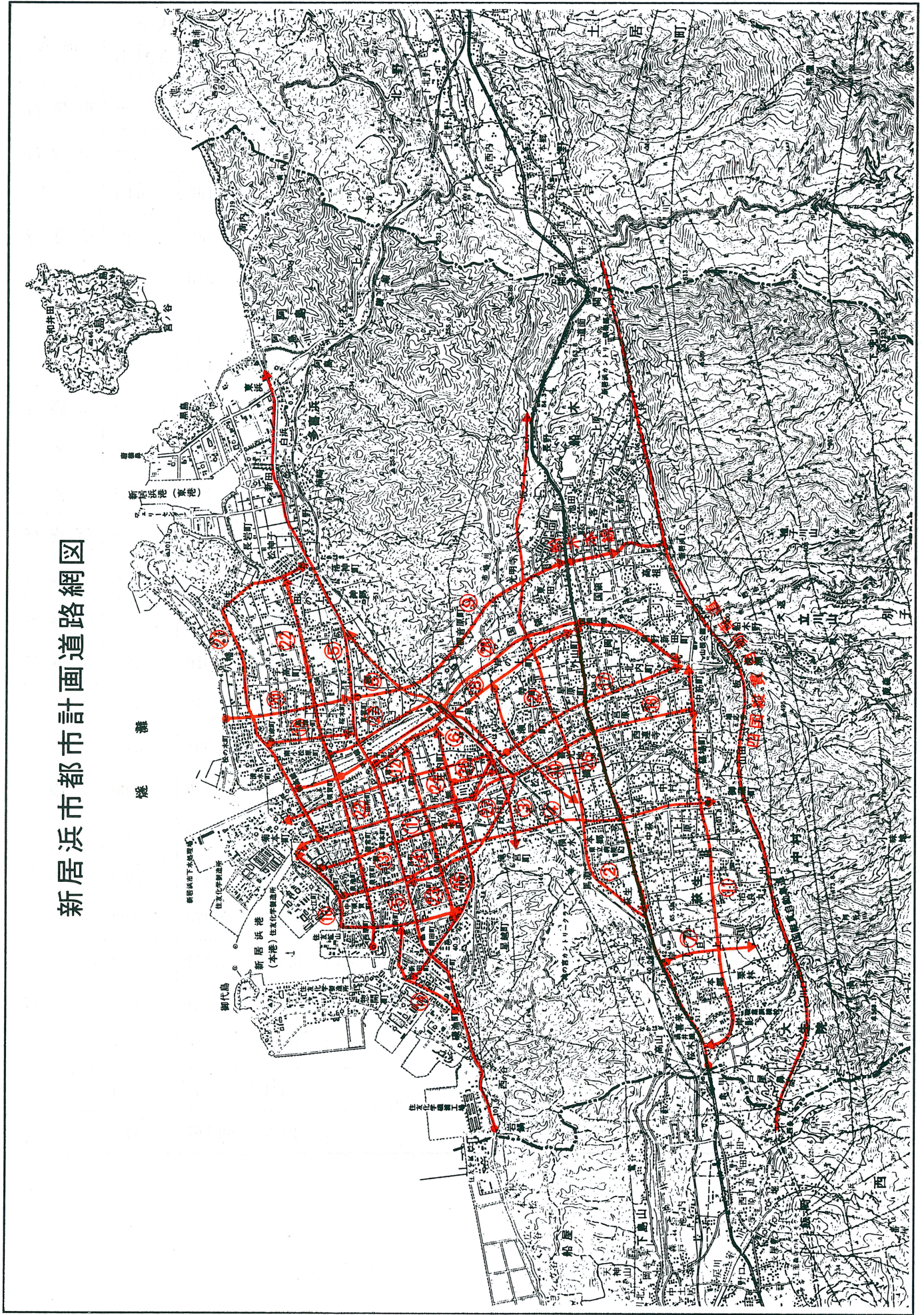
番号	街路名	位置		計画決定		進捗状況		備考		
		起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	延長 (m)	進捗率 (%)			
1	新居浜駅港町線	坂井町二丁目	港町	32.0	3,220	3,220	100.0			
						27.0	620	620	100.0	県施行
						32.0	2,210	2,210	100	市施行
						18~25	390	390	100	市施行
2	新居浜バイパス線 (国道11号バイパス)	大生院字広坪	船木字下長野	30	9,930	6,270	63.1			
				30	4,230	2,077	49.1	国施行		
				35	1,590	1,161	73.0	市施行		
				40	3,110	2,065	66.4	市施行		
				高架部	47	880	847	96.3	市施行	
				橋梁幅員(国領川橋)	27	120	120	100	市施行	
3	駅前滝の宮線	坂井町二丁目	滝の宮町	20	1,150	1,100	95.7			
				20	310	310	100.0	市施行(区画)		
				20	840	790	94.0	市施行		
4	西町中村線	西町	中村四丁目	20	5,440	2,813	51.7			
				18	1,910	1,420	74.3	県施行		
				20	1,870	1,034	55.3	市施行		
				鉄道交差部	15.3~ 25.3	340	189	55.6	市施行	
5	磯浦阿島線	磯浦町	阿島二丁目	20	11,400	11,400	100			
				20	5,630	5,630	100	県施行		
				29	1,820	1,820	100	市施行		
				22	3,690	3,690	100	市施行		
				橋梁幅員(平形橋)	22	260	260	100	市施行	
6	駅前郷線	坂井町二丁目	郷二丁目	16	2,890	2,890	100.0			
				16	2,610	2,610	100.0	県施行		
				20	120	120	100	市施行		
				橋梁幅員(城下橋)	12	160	160	100	市施行	
7	岸の下旦の上線	萩生字岸の下	萩生字旦の上	16	1,330	—	—	市施行		

番号	街路名	位置		計画決定		進捗状況		備考
		起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	延長 (m)	進捗率 (%)	
8	平形外山線	平形町	外山町	16	3,440	786	22.8	
				16	3,010	786	26.1	市施行
		鉄道交差部		12.8~ 26.8	430	—	—	”
9	郷桧の端線	郷一丁目	船木字桧の端	16	3,700	1,736	46.9	
				16	3,370	1,424	42.3	県施行
		鉄道交差部		13.8~ 27.8	330	312	94.5	”
10	下泉中村松木線	下泉町二丁目	中村松木二丁目	16	2,130	330	15.5	
				16	70	—	—	県施行
				16	2,060	330	16.0	市施行
11	上部東西線	西連寺町二丁目	大生院字岸影	16	4,970	2,377	47.8	市施行
12	新居浜駅菊本線	坂井町二丁目	菊本町一丁目	15	2,910	2,610	89.7	市施行
13	大江橋高木線	港町	高木町	15	2,100	290	13.8	市施行
14	磯浦新田線	磯浦町	新田町一丁目	12	1,750	1,750	100	
				12	1,550	1,550	100	市施行
				15~17	200	200	100	”
15	新田高木線	新田町三丁目	高木町	15	2,820	2,340	83.0	
				18	480	—	—	市施行
				15	1,710	1,710	100	”
				18	630	630	100	”
16	河内町港町線	河内町	港町	15	3,040	2,680	88.2	
				16	900	900	100	市施行
				15	1,280	920	71.9	”
				18	860	860	100	”
17	駅裏中筋線	坂井町三丁目	中筋町一丁目	11	2,900	2,900	100	市施行
		(起点に3,200㎡の交通広場)						
18	高木中筋線	高木町	中筋町一丁目	11	3,970	2,550	64.2	
				20	1,620	1,620	100	県施行
				20.0~ 22.2	310	310	100	”
				11	2,040	620	30.4	”

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 捗 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進 捗 率 (%)	
19	沢津桜木線	沢津町二丁目	桜木町	11	1,220	—	—	市 施 行
20	宇高西筋線	宇高町四丁目	宇高町一丁目	11	1,780	—	—	市 施 行
21	港町松神子線	港町	松神子二丁目	11	4,980	3,190	64.1	
				11	2,880	2,880	100	県 施 行
		橋梁幅員（新高橋）		9	310	310	100	”
				16	1,790	—	—	”
22	西原松神子線	西原町三丁目	松神子一丁目	11	5,480	150	2.7	
				15	2,210	—	—	市 施 行
		橋梁幅員（敷島橋）		9	320	—	—	”
				11	2,950	150	5.1	”
23	前田庄内線	前田町	庄内町二丁目	11	2,520	—	—	市 施 行
24	高木庄内線	高木町	庄内町三丁目	11	1,090	—	—	市 施 行
25	上泉萩生線	上泉町	萩生字岸の下	11	4,490	—	—	国 施 行
26	庄内坂井線	庄内町五丁目	坂井町二丁目	13	670	376	56.1	市 施 行
	幹 線 街 路 計				91,320	51,758	56.7	
27	中央環状線	新須賀町四丁目	一宮町二丁目	3.5	6,200	4,001	64.5	
	(自転車歩行者専用道)			3.5	2,140	2,140	100	市 施 行
				2.0	2,280	160	7.0	”
				6.8	510	431	84.5	”
				14.0	1,270	1,270	100	”
28	新須賀山根線	新須賀町四丁目	北内町四丁目	3.5	6,480	1,641	25.3	
	(自転車歩行者専用道)			3.5	5,210	1,641	31.5	市 施 行
				4.7	1,270	—	—	”
	特 殊 街 路 計				12,680	5,642	44.5	
	合 計				104,000	57,400	55.2	

新居浜市都市計画道路網図

燒 瀬



イ 公園・緑地

(ア) 都市公園

都市計画公園

(25.4.1 現在)

種類	種別	公園名	位置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区	土橋公園	土橋二丁目	0.63	0.63
		"	新田公園	角野新田町一丁目	0.29	0.29
		"	喜光地公園	喜光地町二丁目	0.17	0.17
		"	瀬戸公園	瀬戸町	0.20	0.20
		"	中須賀公園	中須賀町二丁目	0.19	0.19
		"	新須賀公園	新須賀町四丁目	0.16	0.18
		"	寿公園	寿町	0.28	0.28
		"	船木公園	船木字国領	0.27	0.27
		"	西喜光地公園	西喜光地町	0.21	0.21
		"	駅前西公園	坂井町一丁目	0.15	0.15
		"	駅前中央公園	坂井町二丁目	0.14	0.14
		"	駅前南公園	坂井町一丁目	0.11	0.11
		"	正光寺山古墳公園	坂井町二丁目	0.41	0.41
			計 13 カ所		3.21	3.23
	園	近隣	新居浜公園	新須賀町三丁目	2.70	2.70
		"	中央公園	繁本町	0.50	0.54
		"	松の木公園	松の木町	0.70	0.67
			計 3 カ所		3.90	3.91
	都市 基幹 公園	総合	山根公園	角野新田町三丁目	10.20	10.20
		計 1 カ所		10.20	10.20	
特殊公園	風致	滝の宮公園	滝の宮町	51.70	41.70	
都市緑地		国領川緑地	新高橋～城下橋 国領川河川敷	65.50	36.05	
計		19 カ所		134.51	95.09	

その他の都市公園

(25.4.1 現在)

名称	種別	位置	面積 (ha)	開設面積 (ha)
中萩きらきら公園	近隣	本郷三丁目	1.07	1.07
池田池公園	風致	船木字上原	22.14	22.14
黒島海浜公園	"	黒島二丁目	12.55	12.55
ふれあい広場	広場	港町	0.47	0.47
憩いの森	"	泉池町	0.14	0.14
黒島工業団地緑地	緑地	黒島・多喜浜	3.31	3.31
東浜公園	街区	阿島一丁目	0.96	0.96
三喜浜公園	"	"	0.26	0.26
	計	8カ所	40.90	40.90

(イ) その他の公園・緑地

(25.4.1 現在)

名称	種別	位置	面積 (ha)	開設面積 (ha)
黒島工業団地緑地	緑地	黒島・多喜浜	0.51	0.51
垣生工業団地緑地	"	垣生	0.09	0.09
	計	2カ所	0.60	0.60



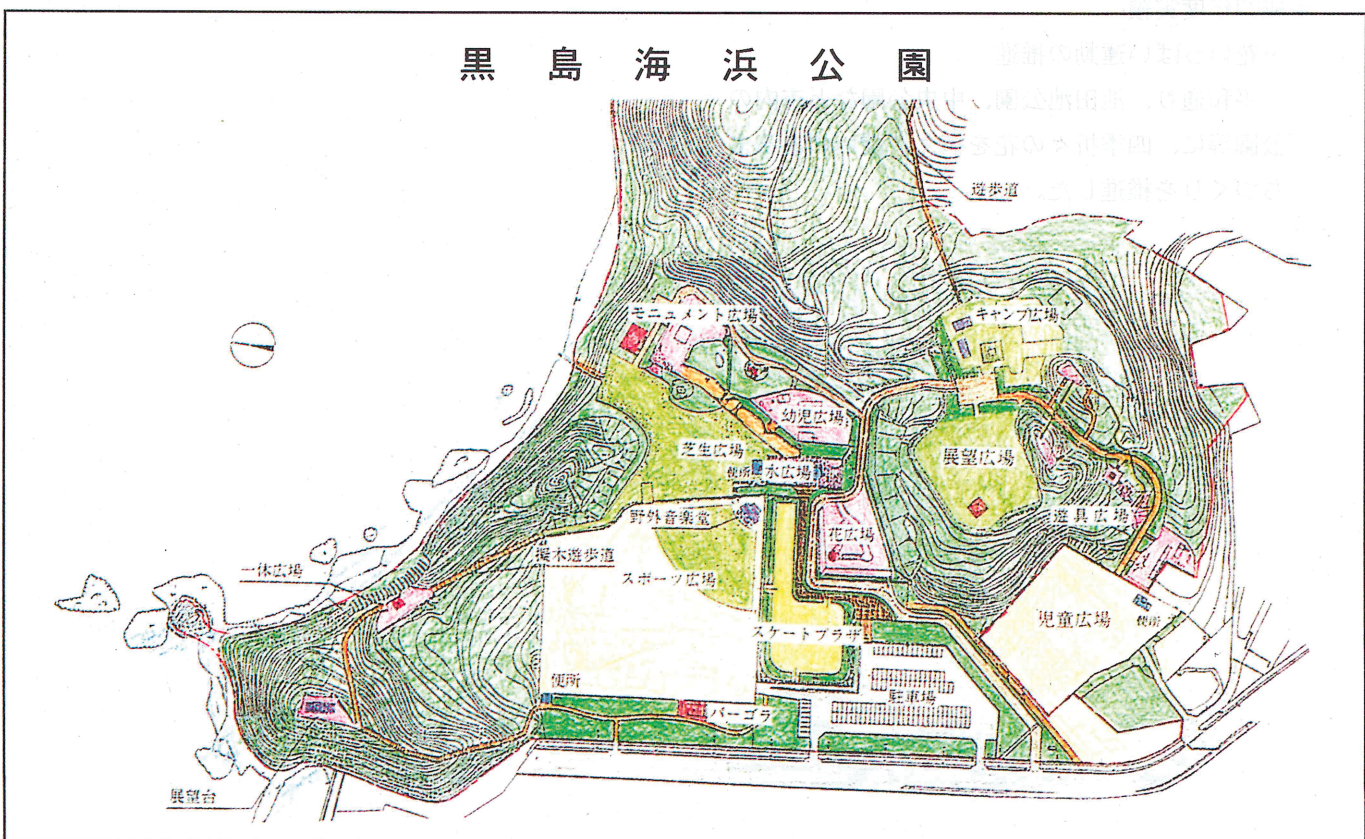
施設概要表

種 別	箇所数	種 別	箇所数
イ	13箇所	グラウンドゴルフ場	1面
多目的トイレ	3箇所	テニスコート	19面
ソフトボール場	11面	多目的広場	12箇所
陸上競技場	1箇所	プ	1箇所
サッカー場	7面	体育館	1箇所
少年野球場	4面	駐車場	3箇所

山根公園



黒島海浜公園



ウ 公営駐車場

(20.4.1 改正)

名 称	位 置	駐車できる自動車の種類	面積 (㎡)	収容台数 (台)
西原中須賀駐車場	中須賀町二丁目甲 1546番地の42 他	普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る)	2,150	83

使用料及び実績

区 分			使 用 料 (円)	平成24年度実績	
				台数 (台)	金額 (円)
定 期 駐 車	西原中須賀駐車場	1 月	1 台につき 2,100	946	1,986,600
定 期 駐 車 以外 の駐 車	西原中須賀駐車場	1 回	基本料金 (3時間以内)	2,245	279,170
			超過料金 (3時間を超え1時間ごと)		

(4) 緑化推進

潤いのあるアメニティ・タウンを目指し、自然と調和のとれた緑と花と彫刻のある郷土づくりを市民とともに推進している。

平成24年度実績

・花いっぱい運動の推進

平和通り、池田池公園、中央公園など市内の公園等に、四季折々の花を植え、潤いのあるまちづくりを推進した。

ポケットパーク

年 度	名 称	位 置	面 積 (㎡)	彫刻製作者
63	犬の見た夢 ー別子ー	一 宮 町	141.56	佐々木 実
元	リズム & ハーモニー	高 木 町	156.30	”
”	女の子・二人	西喜光地町	153.42	阿部 誠一
2	自然の恵みに	江 口 町	168.00	宮内 宏
”	S W E L L (うねり)	阿 島	224.44	相原 誠則
3	陽の中で	寿 町	153.42	近藤 哲夫
”	萌いずる	松 神 子	57.46	堀内 健二
”	夢はるか	繁 本 町	5.00	谷口 淳一
4	め (慧眼)	神 郷	80.10	藤部 吉人
”	青春譜	泉 池 町	43.50	松岡 高則
5	長衣の女	西連寺町	104.80	笹戸 千津子
”	風	東 田	60.98	石田 光男

※その他 平成8年度愛媛県において王子町にポケットパーク（面積1,482㎡）が開設されたのに伴い、平成9年度生涯学習都市宣言を受けて「学習の木」のモニュメントを市において設置した。

(5) 開発許可

ア 都市計画法関係年度別処理件数

年度	区分	第43条第1項 既存宅地確認申請	第29条 開発行為許可申請	市規則第4条 開発行為工事着手届	第36条 開発行為工事完了届	第37条 開発行為建築承認
20		—	15 (—)	15	17	0
21		—	14 (—)	14	17	4
22		—	21 (—)	19	18	3
23		—	27 (—)	30	30	3
24		—	24 (—)	21	21	3

()内は市街化区域の開発許可申請件数

イ 国土利用計画法届出件数

年度	区分	国土法届出件数	遊休土地調査件数
20		11	0
21		4	0
22		6	0
23		4	0
24		4	0

(6) 地籍調査事業

ア 事業目的

土地行政の基礎として、土地に関する実態を的確に把握し、地域の整備や保全とともに、貴重な財産である土地の正しい位置、境界、地番、地目、面積等、地籍の明確化を図る。

イ 対象地域

- ・別子山を除く市域 159.68km²
- ・事業開始年度 平成18年度

年度	地区名	計画面積 (km ²)	実施面積 (km ²)	調査前筆数 (筆)	調査後筆数 (筆)	総事業費	
						(千円)	補助対象経費 (千円)
18	坂ノ下	0.08	0.06	172	219	3,578	1,523
19	坂ノ下		0.02			514	392
20	高祖の一部	0.12	0.09	533	607	6,359	3,064
21	高祖の一部		0.03			618	412
22	高祖の一部	0.20	0.15	345	321	7,111	3,125
23	治良丸の一部	0.28	0.27	769	647	14,315	14,100
24	治良丸且の上の一部	0.55	0.64	879	760	26,695	26,367
	河之北の一部	0.20		250	212		
計		1.43	1.26	2,966	2,766	59,190	48,983

2 区画整理

(1) 土地区画整理事業

新居浜駅前地区

本地区は、新居浜市の玄関口として、にぎわいの創出、複合的都市機能の充実、商業機能の強化、交通体系の確立、居住環境の改善を目標に新たな都市拠点の構築を目指している。

まちづくりの具体的方向としては、土地区画整理事業による総合的整備が必要であることから、平成元年度に「情報と文化にあふれたにぎわいのあるまちづくり」をテーマに基本構想を作成した。

平成2、3年度には、この基本構想をもとに、より具体的な基本計画(案)を作成し、平成4～8年度にかけては、地元の代表からなる「まちづくり協議会」の意見を取り入れて、基本計画の見直しをすると共に、時間をかけて合意形成を図ってきた。

その結果、平成9年8月に都市計画決定、平成10年4月に事業計画の決定公告、平成14年9月に仮換地指定を行い、施工移転計画に基づき事業推進を図り、平成23年5月に工事完了した。

工事が完成した事業は、平成23年12月に事業計画を変更し換地計画を作成、平成24年3月には、換地計画の認可となった。

平成24年4月には、換地処分のお知らせを行い、平成24年7月に換地処分公告、平成24年9月に区画整理登記完了のお知らせを受け、清算業務に取りかかっている。

事業地区内では、地権者によって構成されたまちづくり協議会によってとりまとめられた「まちづくりのルール」の実現を図り、市民と行政が一体となって未来に残すにふさわしいまちづくりを行っている。

こうした中、平成17年4月に、権利者代表や交通事業者、公募市民らでつくる「駅前広場等検討委員会」から『あかがねの恵み・新居浜の創造』をテーマとする駅前広場とシンボルロードの整備基本計画が提出された。

その後、都市基盤の整備と併せて、賑わいづくりの中心となる総合文化施設や民間施設を導入するための具体的な計画として平成20年3月に新居浜駅周辺地区整備計画を作成。また、市民の代表等で構成する「新居浜駅前広場等整備検討委員会」を設置して、駅周辺の公共施設の基本設計や景観デザインについて検討・協議し、その後の整備に役立てている。

事業計画の概要

1 事業名称	新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業
2 施行者	新居浜市
3 施行地区	坂井町、庄内町の各一部
4 施行面積	27.8ヘクタール
5 都市計画決定	平成9年8月19日
6 事業計画決定	平成10年4月23日
7 事業施行期間	平成10年4月23日～平成23年5月24日(工事完了) 平成30年3月31日

(清算完了予定)

- 8 換地計画認可 平成24年 3月28日
- 9 換地処分公告 平成24年 7月20日
- 10 国土調査法第19条第5項の指定
平成24年12月17日

(2) 駅周辺整備事業

新都市拠点として駅南を含めた駅周辺の一体的かつ総合的なまちづくりを行うため、南北自由通路、駐車場、駐輪場、南口広場等の公共施設を段階的に整備し、利便性・快適性の向上を図る必要がある。

また、新居浜駅周辺にモニュメントを設置するため、美術の専門家や地元有識者等による「新居浜駅周辺モニュメント設置審査委員会」において、募集要項の協議や作品の選定等を行っている。

今後、関係機関や地元と調整を図り、積極的に事業を推進する。

施設計画の概要

施設名	概要
新居浜駅南北自由通路	橋長 68.6m、有効幅員 6m 公衆トイレ、展望デッキを併設
新居浜駅前駐車場 (平成24年12月28日供用)	駐車台数 40台
新居浜駅前駐輪場 (平成25年 3月18日供用)	自転車 733台、バイク40台
人の広場	整備面積 2,550㎡
南口広場	整備面積 2,600㎡
駅南駐車場	整備面積 約3,000㎡ 駐車台数 100台程度(予定)
駅周辺モニュメントの設置	駅前交通広場モニュメント (平成25年 2月完成) シンボルロードモニュメント 人の広場モニュメント

3 道 路

(1) 市域内道路

(24.4.1 現在)

種別	舗装		砂利道		計		舗装率		
	実延長 (m)	道路部 面積(㎡)	実延長 (m)	道路部 面積(㎡)	実延長 (m)	道路部 面積(㎡)	実延長 (%)	道路部 面積(%)	
国道	16,167.0	265,845.0	0	0	16,167.0	265,845.0	100.0	100.0	
県道	主要地方道	59,457.2	744,086.3	1,527.5	3,002.0	60,984.7	747,088.3	97.5	99.6
	一般県道	26,977.6	305,779.3	4,199.2	4,757.1	31,176.8	310,536.4	86.5	98.5
市道	386,536.6	2,367,109.7	94,677.2	335,440.5	481,213.8	2,702,550.2	80.3	87.6	

注：愛媛の道路(資料編)より

(2) 市道

ア 市道の現況

(24.4.1 現在)

種別	路面別内訳					合計 (実延長) (m)	舗装 延長 率 (%)	路 線 数	
	砂利道 (m)	舗装道							
		セメント系 (m)	アスファルト系						計 (m)
	高級(m)	簡易(m)	防塵(m)						
一級市道	6,153.6	530.6	21,358.0	36,348.6	0	58,237.2	64,390.8	90.4	56
二級市道	4,857.9	2,982.4	2,520.4	24,197.9	0	29,700.7	34,558.6	85.9	32
小計	11,011.5	3,513.0	23,878.4	60,546.5	0	87,937.9	98,949.4	88.9	88
その他の市道	83,665.7	8,248.0	24,643.8	265,706.9	0	298,598.7	382,264.4	78.1	927
計	94,677.2	11,761.0	48,522.2	326,253.4	0	386,536.6	481,213.8	80.3	1,015

注：愛媛の道路(資料編)より

イ 新居浜市道路認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新居浜市が道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道として路線認定する道路について、必要な基準等を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 市道の路線に認定する道路は、一般公共の用に供する道路で次の各号いずれかに該当するものでなければならない。ただし、特別に道路管理者が重要と認める路線については、この限りではない。

- (1) 道路の起終点がともに国道、県道又は市道のいずれかに接続している通り抜け道路
- (2) 起点が国道、県道又は市道のいずれかに接続している循環状道路
- (3) 起終点の一方が国道、県道又は市道のいずれかに接続し、他方が公共施設等に接続している道路
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）その他の法令により築造され、起終点の一端が国道、県道又は市道のいずれかに接続しており、認定に関し道路管理者と協議済みの道路
- (5) 市の道路事業で施工する道路
- (6) 国道又は県道の路線変更等に伴い旧道となった区間で、市道として存置する必要がある道路

(認定の条件)

第3条 市道の路線に認定する道路は、次の各号

すべてに該当しなければならない。ただし、特別に道路管理者が重要と認める路線については、この限りではない。

- (1) 道路の幅員が、4メートル以上あること。
- (2) 道路の路面と構造物が良好に整備され、民地との境界が明確であり、維持管理に支障がないこと。
- (3) 道路敷地に公共施設を除いた占有物件がないこと。
- (4) 側溝等の排水施設が完備されていること。
- (5) 道路の敷地及び構造物を無償譲渡できること。（敷地については、所有者において分筆する。）
- (6) 道路の敷地には、担保物権、用益物権その他の権利等維持管理の支障となる制限、負担等がないこと。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は要領で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。（新居浜市道路管理要綱の廃止）
- 2 新居浜市道路管理要綱（昭和49年制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。（新居浜市道路管理要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 廃止前の旧要綱により制定された市道は、新居浜市道路認定要綱第2条及び第3条の規定により認定されたものとみなす。

(3) 市域内橋梁

(24.4.1 現在)

種 別	総 数		永 久 橋		非 永 久 橋	
	個 数	橋 長 (m)	個 数	橋 長 (m)	個 数	橋 長 (m)
国 道	24	534.4	24	534.4	0	0
県 道	80	2,358.4	80	2,358.4	0	0
市 道	351	4,642.5	350	4,632.5	1	10.0
総 数	455	7,535.3	454	7,525.3	1	10.0

注：愛媛の道路(資料編)より

(4) 道路占用料

(25. 3. 22 改定)

占 用 物 件		単 位	占 用 料 (円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電 柱		1,000	
	電 話 柱	1本につき1年	930	
	その他の柱類		72	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	10
	地下に設ける電線その他の線類	5		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	480	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600	
	広 告 塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480	
	外径が1メートル以上のもの		950	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,400	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価(以下「A」という。)に0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路		2,900	
	地下に設ける通路		1,500	
	その他のもの		1,400	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	44	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	440	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看 板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
	標 識		1本につき1年	1,100
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44
		その他のもの	1本につき1月	440
	幕 (令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400
		その他のもの		2,200

占 用 物 件		単 位	占用料 (円)	
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料		占有面積1平方メートルにつき1月	440	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
令第7条第10号イに規定する道路の上空に設ける同号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.028を乗じて得た額

(5) 道路占用料徴収実績

(平成24年度)

占 用 物 件		単 位	数 量	金 額 (円)
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱、電話柱等	1本につき1年	8,010	5,609,530
	上空及び地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	412,060	3,549,650
	公衆電話所等	1個につき1年	22	30,800
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	327,271	15,676,650
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		9,478	663,090
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		8,441	796,370
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		16,804	3,193,990
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		10,769	5,169,120
	外径が1メートル以上のもの		47	44,650
道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月	17	13,660
その他				533,600
合 計				35,281,110

(6) 安全施設の整備

安全で円滑な交通環境を確保するため、カーブミラー、ガードレール、区画線等の交通安全施設の整備を図るほか、道路パトロールによる常時巡回と補修を実施。

安全施設の設置状況

区分		年度				
		20	21	22	23	24
カーブミラー	カ所	54	27	31	25	80
ガードレール	カ所	10	10	9	9	12
ガードパイプ	m	1,152	2,083	556	585.5	1,030

4 建 築

(1) 建築確認

ア 建築確認申請用途別受理件数

(単位：件)

年度	区分	住 宅	貸 家	店 舗	店 住	工 場	事務所	その他	計
20		502	56	20	15	56	18	76	743
21		443	40	16	10	22	9	80	620
22		454	24	18	12	35	4	86	633
23		468	53	20	4	60	16	109	730
24		457	50	13	7	52	19	55	653

イ 建築物確認・許可状況

(単位：件)

区 分		年 度				
		20	21	22	23	24
確認申請受付	総 数	743	620	633	730	653
	1～3号建物確認申請	144	133	123	151	181
	4号建物確認申請	563	459	472	551	443
	工作物確認申請	20	13	17	21	18
	建築設備	16	15	21	7	11
確認		749	624	645	708	630
検査済証交付		643	551	576	607	571
計画通知受付		9	12	25	15	9
適合通知		9	12	23	11	11
計画通知検査済証交付		6	5	20	13	8
許可申請		27	35	32	32	24
許可		23	35	29	33	25

注：1～3号建物、4号建物とは、建築基準法第6条第1項に規定する建物をいう。

ウ 違反建築件数

(単位：件)

区分		年 度				
		20	21	22	23	24
違 反		0	0	1	1	1
是 正 完 了		1	2	0	0	0
是 正 指 導 中		2	0	1	1	1
是 正 命 令		0	0	0	0	0

5 市 営 住 宅

(1) 公営住宅

(25.4.1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地
南 小 松 原	昭和28	耐 火 3 階	24	新居浜市南小松原町9番
岸 の 上 、 上	31	簡 耐 平 家	6	新居浜市岸の上町一丁目15番
弟 地	31	木 造 平 家	1	新居浜市別子山甲485番地
			4	新居浜市別子山甲497番地の1
保 土 野	31	木 造 平 家	4	新居浜市別子山甲339番地の1
岸 の 上 、 下	32	木 造 平 家	1	新居浜市岸の上町一丁目6番
治 良 丸 西	35	木 造 平 家	10	新居浜市菘生2613番地
治 良 丸 西	35	木 造 平 家	6	新居浜市菘生2613番地
治 良 丸 南	35	簡 耐 平 家	20	新居浜市菘生2833番地の1
治 良 丸 南	35	簡 耐 平 家	30	新居浜市菘生2833番地の1
治 良 丸 西	36	木 造 平 家	8	新居浜市菘生2613番地
篠 場	36	木 造 平 家	10	新居浜市篠場町7番
篠 場	36	木 造 平 家	22	新居浜市篠場町6番、7番
篠 場	36	簡 耐 平 家	12	新居浜市篠場町7番
篠 場	36	簡 耐 平 家	10	新居浜市篠場町7番
篠 場	37	木 造 平 家	12	新居浜市篠場町9番
篠 場	37	木 造 平 家	17	新居浜市篠場町6番、9番
篠 場	37	簡 耐 平 家	8	新居浜市篠場町9番
篠 場	37	簡 耐 平 家	19	新居浜市篠場町9番
治 良 丸 北	37	木 造 平 家	6	新居浜市菘生2632番地の1
篠 場	38	簡 耐 平 家	4	新居浜市篠場町7番
大 生 院	38	木 造 平 家	12	新居浜市大生院215番地の1
治 良 丸 北	38	木 造 平 家	4	新居浜市菘生2632番地の1
篠 場	38	木 造 平 家	2	新居浜市篠場町8番
大 生 院	38	木 造 平 家	20	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	38	簡 耐 平 家	20	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	39	簡 耐 平 家	12	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	39	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地
大生院	昭和39	簡耐平家	28	新居浜市大生院215番地の1
大生院	40	簡耐平家	12	新居浜市大生院215番地の1
大生院	40	簡耐2階	10	新居浜市大生院215番地の1
大生院	40	簡耐平家	23	新居浜市大生院215番地の1
大生院	41	簡耐2階	10	新居浜市大生院215番地の1
大生院	41	簡耐平家	12	新居浜市大生院215番地の1
大生院	42	簡耐平家	4	新居浜市大生院215番地の1
大生院	42	簡耐平家	8	新居浜市大生院215番地の1
大生院	42	簡耐2階	12	新居浜市大生院215番地の1
東田	43	簡耐平家	18	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	43	簡耐2階	30	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	44	簡耐平家	12	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	44	簡耐2階	12	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	44	中耐4階	24	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	45	簡耐2階	18	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	45	簡耐2階	6	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	45	中耐4階	24	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
元船木	46	簡耐2階	36	新居浜市船木甲2990番地の3
元船木	46	簡耐2階	12	新居浜市船木甲2990番地の3
泉宮	47	中耐4階	32	新居浜市泉宮町2番
桜木	48	中耐4階	24	新居浜市桜木町16番
南小松原	48	中耐4階	16	新居浜市南小松原町7番
南小松原	49	中耐4階	24	新居浜市南小松原町7番
南小松原	49	中耐4階	16	新居浜市南小松原町7番
瀬戸	49	中耐4階	16	新居浜市瀬戸町7番
南小松原	50	中耐4階	24	新居浜市南小松原町7番
南小松原	51	中耐4階	24	新居浜市南小松原町9番
南小松原	51	中耐4階	16	新居浜市南小松原町9番
瀬戸	51	中耐4階	16	新居浜市瀬戸町7番
南小松原	52	中耐4階	32	新居浜市南小松原町9番
南小松原	52	中耐4階	24	新居浜市南小松原町9番

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地
寿	昭和52	中耐4階	16	新居浜市寿町12番
松原	53	中耐5階	60	新居浜市松原町6番
松原	54	中耐5階	35	新居浜市松原町6番
松原	54	中耐5階	25	新居浜市松原町6番
大島	54	簡耐2階	4	新居浜市大島甲1463番地の1
			4	新居浜市大島甲1466番地の1地先
松原	55	中耐5階	35	新居浜市松原町5番
松原	55	中耐5階	25	新居浜市松原町6番
高津	56	中耐3階	36	新居浜市高津町8番
瀬戸西	56	簡耐2階	5	新居浜市瀬戸町4番
大島東	56	簡耐2階	2	新居浜市大島甲13番地の1
			3	新居浜市大島甲13番地の1
城下	56	中耐5階	35	新居浜市郷五丁目6番
庄内	57	簡耐2階	10	新居浜市庄内町六丁目9番
西の土居	57	中耐3階	9	新居浜市西の土居町二丁目1番
			2	新居浜市西の土居町二丁目1番
滝の宮	57	簡耐2階	7	新居浜市西の土居町二丁目16番
新田	57	中耐3階	15	新居浜市新田町一丁目6番
新須賀	58	中耐4階	16	新居浜市新須賀町二丁目9番
西原	58	中耐5階	20	新居浜市西原町二丁目4番
新田	58	中耐3階	15	新居浜市新田町一丁目6番
新田第2	59	中耐5階	28	新居浜市新田町一丁目5番
			1	新居浜市新田町一丁目5番
			1	新居浜市新田町一丁目5番
新須賀	59	中耐4階	32	新居浜市新須賀町二丁目9番
新田第2	60	中耐5階	40	新居浜市新田町一丁目5番
坂井	60	中耐3階	12	新居浜市坂井町三丁目5番
北新町	61	中耐5階	25	新居浜市北新町3番
北新町	61	中耐5階	25	新居浜市北新町3番
北新町	62	中耐5階	25	新居浜市北新町3番
北新町	62	中耐5階	70	新居浜市北新町3番

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地
北新町	昭和63	中耐5階	25	新居浜市北新町3番
南小松原	平成元	中耐4階	24	新居浜市南小松原町9番
西原	元	中耐3階	12	新居浜市西原二丁目4番
泉宮第2	元	中耐4階	20	新居浜市泉宮町6番
南小松原	2	中耐4階	24	新居浜市南小松原町7番
横山南	3	中耐3階	12	新居浜市中萩町14番
横山北	3	中耐3階	16	新居浜市中萩町10番
			2	新居浜市中萩町10番
治良丸	4	中耐3階	18	新居浜市萩生2707番地の1
横山南	4	中耐3階	16	新居浜市中萩町14番
			2	新居浜市中萩町14番
治良丸	5	中耐3階	12	新居浜市萩生2707番地の1
横山南	5	中耐3階	12	新居浜市中萩町14番
治良丸	5	中耐3階	16	新居浜市萩生2707番地の1
			2	新居浜市萩生2707番地の1
横山南	5	中耐3階	22	新居浜市中萩町14番
			2	新居浜市中萩町14番
治良丸	7	中耐3階	24	新居浜市萩生2653番地の1
			16	新居浜市萩生2651番地の1
			2	新居浜市萩生2651番地の1
治良丸	8	中耐3階	22	新居浜市萩生2715番地の3
			2	新居浜市萩生2715番地の3
治良丸	9	中耐3階	16	新居浜市萩生2691番地
			2	新居浜市萩生2691番地
治良丸	11	中耐3階	18	新居浜市萩生2730番地の1

(2) 改良住宅

(25.4.1 現在)

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地	家賃(月額)(円)
桜木	昭和45	中耐4階	24	新居浜市桜木町16番	3,600
桜木	46	中耐4階	24	新居浜市桜木町16番	3,600
南小松原	47	中耐4階	16	新居浜市南小松原町7番	7,700
桜木	47	中耐4階	24	新居浜市桜木町16番	3,600
東雲	47	中耐4階	24	新居浜市東雲町三丁目7番	1,300
南小松原	48	中耐4階	32	新居浜市南小松原町9番	7,700
南小松原	49	中耐4階	16	新居浜市南小松原町9番	9,000

(3) その他の市営住宅

(25.4.1 現在)

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地	家賃(月額)(円)
平形	昭和17	木造平家	2	新居浜市平形町6番	290
新須賀共同	25	木造平家	9	新居浜市新須賀町四丁目3番	250
			2	新居浜市新須賀町四丁目3番	350
			1	新居浜市新須賀町四丁目3番	400
			1	新居浜市新須賀町四丁目3番	450
保土野	平成7	木造平家	1	新居浜市別子山甲339番地の1	1,200

(4) 活性化推進住宅

(25.4.1 現在)

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地	家賃(月額)(円)
草原	昭和31	木造平家	1	新居浜市別子山乙240番地の2	4,000
肉漕	平成4	木造2階	1	新居浜市別子山甲290番地の2	20,000
肉漕	5	耐火2階	4	新居浜市別子山甲303番地	16,000
			2	新居浜市別子山甲303番地	18,000
瓜生野	11	木造平家	4	新居浜市別子山甲140番地の2	18,000
瓜生野第2	21	木造平家	4	新居浜市別子山甲139番地の2	16,000

(5) 収容施設

城下寮

本施設は、住宅に困っているものを収容し、保護するための収容施設で、昭和34年に設置、昭和56年度、57年度の2カ年で改築した。

所在地	東雲町三丁目2番13号
構造	鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積	2,257.82㎡
建物面積	546.92㎡
建設費	8,470万円
完成年月日	昭和57年11月29日
収容定数	26世帯
入居数	15世帯

6 用 地

用地取得補償及び登記状況

(平成24年度)

事業別	件数		用地取得面積 (㎡)	用地取得費 (円)	物件等補償費 (円)	登記件数 (所有権移転)
	用地	補償				
都市計画街路事業	0	0	0.00	0	0	0
道路事業	15	15	1,188.43	25,522,369	34,319,738	22
その他事業	1	0	427.67	12,487,964	0	14
計	16	15	1,616.10	38,010,333	34,319,738	36

7 国道11号新居浜バイパス

国道11号は、徳島市を起点とし高松市を経て松山市に至る幹線道路で、四国の瀬戸内圏の文化・工業・経済を支える最重要路線であるが、新居浜市周辺における交通量は1日20,000台を超える状況で、慢性的な交通混雑をきたしている。

こうした慢性的な交通混雑を緩和するため、国土交通省においてバイパスが計画され、昭和60年8月20日に新居浜バイパスが都市計画決定された。当バイパスは大生院から船木までの9.3kmで、幅員30~47.5m、一部高架の計画であり、昭和62年度には、特に混雑の著しい東田三丁目から西喜光地町までの2.4kmが事業化され、平成2年度に工事着手された。

平成4年7月に、東田三丁目から二丁目間500m、平成10年4月に東田二丁目から岸の上町二丁目間500m、

平成15年2月に外山町から星原町間800m、さらには平成17年2月に星原町から寿町間100mが供用開始されると同時に、東田三丁目から市道駅裏角野線までの1.9kmが四車線となった。

平成20年3月には、主要地方道新居浜角野線までの500mが供用開始され、昭和62年度の事業化区間である2.4kmが全線供用開始された。

残る6.9kmのうち平成24年2月には、本郷一丁目から萩生間2kmが暫定二車線で供用開始された。

供用開始されたことにより、現国道11号の交通混雑の緩和が図られた。

現在、西喜光地町から本郷一丁目間1.1km、萩生から大生院間1.5km及び船木から東田三丁目間2.3kmについても、早期に供用開始できるよう進められている。